

横浜市川づくりコーディネーター制度要綱

制定 道河企第 641 号 令和 2 年 3 月 30 日（道路局長決裁）
制定 道河企第 397 号 令和 3 年 9 月 27 日（道路局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を図るための市民協働による川づくりにおいて、川づくりコーディネーターの派遣などの川づくりの支援を行うにあたり、支援の内容等を定め、支援の申請に際し必要な事項を定めることを目的とする。

（支援内容）

第 2 条 川づくり支援制度における支援内容は以下のとおりとする。

- (1) 川づくりコーディネーターの派遣（年最大 12 回）
- (2) 川づくりに関する資材の提供（詳細はコーディネーターを通じて相談。消耗品は除く）

2 コーディネーターの派遣回数や資材の提供については制限する場合がある。

（支援を申請することができる者）

第 3 条 次の各号をいずれも満たす者は、川づくり支援制度における支援を申請することができる。

- (1) 横浜市に在住、在勤若しくは通学する個人（成年に達している者に限る。）、又は横浜市に所在地がある団体
- (2) 制度の目的、主旨に賛同し、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全のための川づくり、維持管理、水辺の利活用を実施しようとする団体又は個人

（支援対象河川）

第 4 条 川づくり支援制度の支援対象河川は、横浜市が管理又は施工・維持する河川（河川法が適用又は準用される河川に限る。）とする。

（支援期間）

第 5 条 支援期間は原則として 1 年以内（同一年度に限る。）とする。ただし、翌年度も継続して支援を受けようとする場合の申請は妨げない。

（支援の申請）

第 6 条 川づくり支援制度における支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川づくり支援申請書（様式第 1 号－1、様式第 1 号－2）を市長へ提出しなければならない。

（書類審査）

第 7 条 前条の申請があった場合、市長は道路局河川部に審査を行わせ、支援の可否を決定する。

2 前項の審査に当たっては、制度の趣旨や目的への適合性、河川管理や既存の川づくりの活動への影響等を総合的に考慮することとし、前年度から継続して支援を受けようとする申請については、過年度の活動内容等も踏まえて審査するものとする。

3 次の各号に該当する場合には支援を行わないものとする。

(1) 申請内容が制度の主旨、目的に合致しないと認められる場合

(2) 申請された区間において既に別の活動が行われており、申請内容が当該活動に支障を及ぼすと認められる場合

(審査結果の通知)

第8条 市長は前条の審査の結果について、支援を行う場合には川づくり支援決定通知書（様式第2号-1）により、支援を行わない場合には川づくり支援不決定通知書（様式第2号-2）によりそれぞれ通知する。

(支援内容の協議)

第9条 市長は、支援を行う場合には、前条の通知を受けた申請者（以下「実施者」という。）と協議の上、派遣する川づくりコーディネーターなど具体的な支援内容を定めるものとする。

(支援の実施)

第10条 市長は前条により定めた支援内容に基づき川づくりの支援を行う。

2 本制度に基づくすべての活動に対し、横浜市水辺愛護会補助金交付要綱（平成27年3月道河管第1425号）に定める補助金の交付は、適用できないものとする。その逆もまた然りである。

(活動内容の報告)

第11条 実施者は、支援を受けて実施した川づくりに関する活動について実施日、実施内容、実施状況等を市長に報告しなければならない。

(川づくりプランの作成)

第12条 実施者、市民、横浜市等の川づくりに参加するものは、川づくりコーディネーターの支援を受けて川づくりに関するワーキング、勉強会、見学会等を行い、その結果生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全を目的とした川づくりを行おうとする場合には、川づくりプランを作成し、市長へ提出しなければならない。

2 川づくりプランは「横浜市魚類等の生息環境改善の手引き」を参考に作成しなければならない。

3 川づくりにあたり資材の提供を必要とする場合には、川づくりプランにおいてその内容等を記載しなければならない。

(川づくりプランの審査)

第13条 市長は、前条第1項により川づくりプランが提出されたとき、その内容が治水上問題を生じないこと、生物多様性に配慮した河川環境の再生・保全に有益であること、市民協働により実行可能であること、許認可等の必要性等を確認し、その実施の可否について実施者に書面をもって通知する。

(川づくりの実施)

第14条 前条の通知を受けた実施者は、川づくりプランに従って川づくりを行うものとする。

2 実施者は、川づくりを実施した際は、実施後速やかに実施日、実施内容、実施状況等を任意様式により報告しなければならない。

(担当窓口)

第15条 この要綱に定める事項についての事務は、道路局河川部河川企画課が行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は道路局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。